

2021年度同志社大学大学院司法研究科
前期日程入学試験問題解説
憲法

第一問【解説】

委任立法とは、本来は立法府が行うべき規範定立作用を一法律形式を用いて一他の機関に委任することを意味する。

委任立法の形式的根拠として、法律の委任があれば政令によって罰則を定めることができると規定する、憲法73条6号但書が挙げられる（最大判昭和25年2月1日刑集4巻2号73頁）。また、実際上の必要性から条理上認められるとも説明されてきた。

ただ、委任立法は無制限ではなく、判例・学説ともに限界ありとする。ここでは、①委任する法律（「授権法律」又は「委任法律」という。）の憲法適合性と、②委任を受けた行政命令（「委任命令」という用語があてられてきたが、近時は「受任命令」ともいう。）の授権法律適合性の2つが区別されて論じられる。すなわち、①は授権法律の合憲性を問うものであり、②は受任命令の適法性を問うものである。

まず、①授権法律の憲法適合性については、憲法上は委任基準を示す規定は置かれていない。しかし、国会に立法権を付与した意味を失わせないためにも、白紙委任は許されず個別具体的委任が必要とされる。具体的委任として授権法律に要請される基準の程度（規律密度）の表現は様々であり、受任する国家機関を指導・制約すべき目標・基準・考慮要素等を指示する必要があるとするもの（猿払事件の大隅ほか反対意見）や、国会による顕著な政策的選択肢についての明白な決定を要するとするもの（佐藤幸治）や、(i) 委任された権限の大小、(ii) 詳細な基準を法律で定めることの実効性、(iii) 受任者の裁量の濫用に対する保護の有無、(iv) 委任事項の内容（罪刑法定主義といった憲法上の法定事項か否か）等によって左右されるとするもの（芦部信喜）などがある。ただし、授権法律が白紙委任であるため違憲とした判例は存在しない。

次に、②受任命令の授権法律適合性については、受任命令の違法性を認めた判例は散見される。判例においても、②の審査において実際には白紙委任に近い授権法律を厳格に解釈し、受任命令を違法とするものもある（最判平成3年7月9日民集45巻6号1049頁[旧監獄法施行規則事件]）。このような判例を踏まえると、①授権法律の憲法適合性と②受任命令の授権法律適合性は理論上は区別されるものの、実際上は密接に関連する。

第二問【解説】

租税立法による基本的人権の制限について、まず、給与所得者と事業所得者の所得税法における控除の取扱いの相違が平等原則に違反するとして争われたサラリーマン税金訴訟において、最大判昭和60年3月27日民集39巻2号247頁は、「租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、

その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が右目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、これを憲法 14 条 1 項の規定に違反するものということとはできない」と判断した。

このほか、酒税法による酒類小売業の免許制度（酒税法 9 条）が職業選択の自由を保障する憲法 22 条 1 項に違反するかが争われた事件がいくつかある。この制度の下では、庫出税方式（納税義務者は酒造業者）がとられているのであるが、「経営の基礎が薄弱であると認められる」（酒税法 10 条 10 号）ものに対してや、「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため」（同条 11 号）適当でない場合には、酒類販売の免許が拒まれ、これによって、酒税の確実な徴収と円滑な負担転嫁によって税収を確保するということが目的とされた。

酒税法事件①・最判平成 4・12・15 民集 46 卷 9 号 2829 頁は、この酒税法 10 条 10 号について、消極目的許可制にかかる薬事法判決と上述のサラリーマン税金訴訟を先例として、「租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという国家の財政目的のための職業の許可制による規制については、その必要性と合理性についての立法府の判断が、右の政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するもので、著しく不合理なものでない限り、これを憲法 22 条 1 項の規定に違反するものということとはできない」として合憲とした。「著しく不合理」というのは、両判決の間をとっているのであろう。この判決には、機能論的な視点を明確にした園部逸夫裁判官の補足意見があるほか、坂上壽夫裁判官の反対意見がある。

酒税法事件②・最判平成 10・7・16 訟月 45 卷 4 号 807 頁は、本人にはいかんともしがたい酒税法 10 条 11 号の要件も同じ論法で合憲とした。ただし酒税法事件①の酒類の致酔性に言及した部分は消失している。酒税法事件③・最判平成 14・6・4 判時 1788 号 160 頁も無許可販売の処罰を合憲としている。

サラリーマン税金訴訟については、14 条 1 項後段列举事由については別だとの理解もあり得たところであるが、判例はそのような立場をとっておらず、「明らか」要件の下、様々な租税法律の規定が比較的簡単に合憲とされており、批判も強い。

酒税法事件についても同様で、比較的判例に理解を示す学説からも批判がある。なお、現在では、酒税法 10 条 11 号の適用についての取扱要領は規制緩和の進展に対応して改められ、その適用はほとんどありえないものとなっている。

（以上について、佐藤幸治『日本国憲法論〔第 2 版〕』（成文堂、2020 年）239-40 頁、342-343 頁、毛利透＝小泉良幸＝浅野博宣＝松本哲治『憲法Ⅱ人権〔第 2 版〕』（有斐閣、2017 年）76-77 頁〔浅野〕、286-287 頁〔松本〕参照）